

暮らしをもっと便利に！

マイナンバーカード



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー(個人番号)制度とは？

便利で暮らしやすい社会づくりのために平成27年に生まれた制度。マイナンバーは一人に一つ指定・通知される番号(12ケタ)で、社会保障や税、災害対策での行政手続きのために使われます。

マイナンバー(個人番号)カードとは？

プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などを表示。本人確認のための身分証明書に利用できるほか、電子証明書を使用した電子申請など、さまざまなサービスにご利用いただけます。

さまざまな場面で マイナンバー

■出生

出生などで新たに住民登録をされると、マイナンバーが決まります。

※番号などが書かれた個人番号通知書を送付します。

■就学・進学

- ・奨学金の申請
- ・勤労学生の所得控除手続き

■就職・転職

- ・健康保険や雇用保険、年金などの手続き
- ・扶養控除等申告書など税務関係の手続き

■出産・育児

- ・出産一時金や育休の申請
- ・児童手当の申請

■退職

- ・年金給付の手続き

■そのほかの場面でも

- ・福祉や介護の手続き
- ・資産運用の手続き
- ・オンラインバンキングなどのオンライン取引

～マイナンバーカードを作ってよかった！～ カード利用者の声

自動車教習所の入校時に、通学途中のコンビニで住民票が取れました。

高校生Aさん



運転免許証は持っておらず、顔写真付きの身分証明書としてカードを使っています。

大学生Bさん



市外での下宿時に、パスポート申請用の戸籍抄本をコンビニで取れました。

大学生Cさん



小さい子どもと市役所に行くのは大変。マイナポータル(政府運営のオンラインサービス)を利用すれば、自宅で児童手当の手続きなどができるので助かります。

2児の母Dさん



急いでいるとき、申請書を記入せず、市役所の証明書窓口受付システムを使って簡単な操作で証明書を発行できました。

社会人Eさん



確定申告は、申告会場などに行かず、自宅のパソコンから済ませることができました。

社会人Fさん



運転免許証返納後は、マイナンバーカードを身分証明書として使っています。

高齢者Gさん



～休日・夜間もOK！～

マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機で、各種証明書を取得できます。

※サービス利用時は、マイナンバーカードと暗証番号(4ケタ)が必要

利用可能時間 午前6時30分～午後11時(年末年始などを除く)

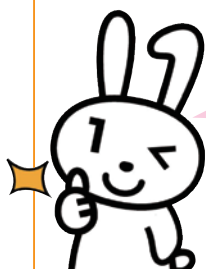
取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・所得証明書、戸籍謄(抄)本、戸籍の附票の写し

発行手数料 200円(市役所などの窓口より100円お得！)

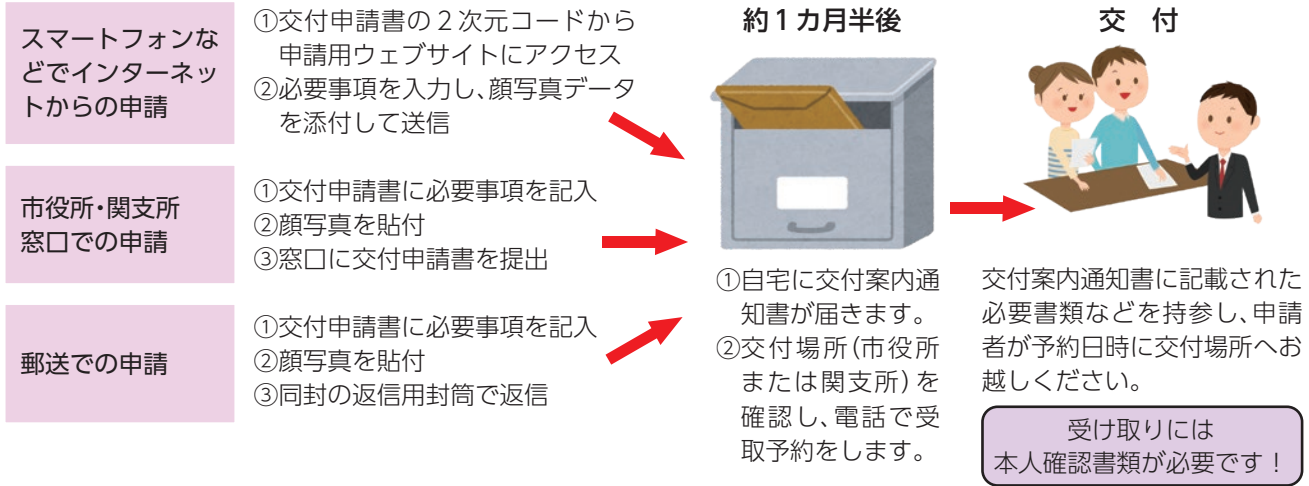
※戸籍謄(抄)本は450円(窓口と同額)



マイナンバー(カード)について詳しくは、地方公共団体情報システム機構ホームページ(「マイナンバーカード総合サイト」で検索)をご覧ください。



～選べる申請方法、初回の発行手数料は無料！～
マイナンバーカードを作ってみませんか？



※上記以外にも、証明用写真機による申請方法があります。詳しくは、市民課戸籍住民グループへお問い合わせください。
 ※交付申請書は、通知カード(マイナンバーを知らせるための緑色の紙製のカード)に付属しているものを使用できます。ただし、交付申請書に記載の氏名・住所等に変更がある場合などは、その申請書は使用できません。
 ※交付申請書がない場合などは、戸籍住民グループ(市役所)、地域観光課地域サービスグループ(関支所)で発行します(運転免許証などの本人確認書類が必要)のでお問い合わせください。

より多くの皆さんに、カードを受け取っていただくために



市役所・関支所の窓口で、申請用顔写真の無料撮影サービスと申請書作成のサポートを行っています。
 平日 午前9時～11時30分
 午後1時～4時30分



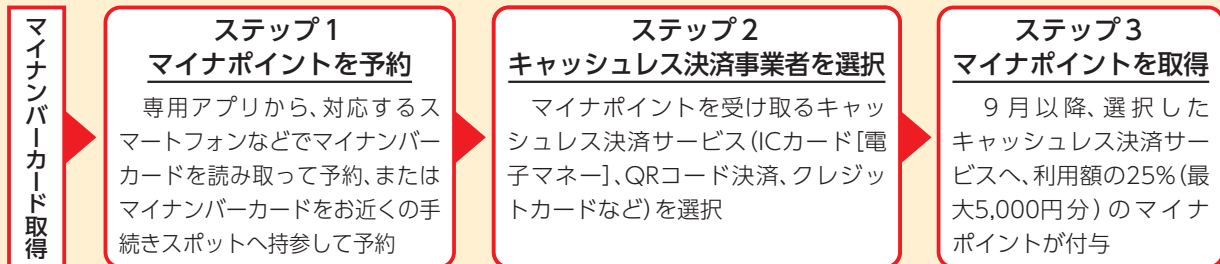
市役所では、従来の日曜窓口(午前中)でのマイナンバーカードの交付に加えて、第2・4日曜日の午後(午後4時30分まで)も交付を行っています。
 ※交付は予約制



マイナンバーカードで、
最大5,000円分の
マイナポイントをもらおう！

マイナポイントについて詳しくは、総務省ホームページ(「マイナポイント事業」で検索)をご覧ください。

- マイナポイントとは、マイナンバーカードの普及促進や消費活性化などを旨とする国の事業で、
- ① マイナンバーカードを取得(すでに取得済みの場合も可)し、
 - ② マイナンバーカードでマイナポイントの予約(マイキーIDの設定)・申し込みをした人が、
 - ③ 令和2年9月～令和3年3月にキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物することで、買い物に使える25%分(1人最大5,000円分)のマイナポイントがもらえる制度です。



※申込者数が上限(全国で約4,000万人)に達し次第、マイナポイントの設定が締め切られる場合があります。
 ※マイナポイント付与後の買い物時に、マイナンバーカードは不要です。

問合せ先 市民課戸籍住民グループ(☎84-5004)